

## インフルエンザ脳症に係る注意喚起について

(平成 21 年 8 月 28 日 厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部の事務連絡より)

8 月 25 日までに新型インフルエンザによるインフルエンザ脳症が国内でも 10 例報告されています。

新型インフルエンザの感染拡大が進めば、今後更にインフルエンザ脳症の増加が懸念されます。

下記のとおり注意していただきますようお願いします。

### 記

- 1、 新型インフルエンザにより、インフルエンザ脳症を発症することがある。  
(インフルエンザ脳症の早期の症状)  
インフルエンザ様症状(発熱等)に加え、
  - A、 呼びかけに答ええないなど意識レベルの低下が見られる
  - B、 けいれん重積\*及びけいれん後の意識障害が持続する
  - C、 意味不明の言動が見られる

\*けいれん重積とは  
けいれん発作が 30 分以上持続した状態や、けいれん発作を繰り返し 30 分以上意識が完全回復しない状態

これらの症状が見られた場合、医療機関を受診すること。
- 2、 強い解熱剤(例:ボルタレン、ポンタールおよびこれらと同様の成分の入っているもの)は、インフルエンザ脳症の予後を悪化させるので、必ず解熱剤は、かかりつけの医師に相談して用いること。